

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が別表の中欄に掲げる地域事務所建設局（支局）を担当部署として行った同表左欄に掲げる本件異議申立てに係る決定（以下、同表右欄に記載する名称にそれぞれ読み替える。）のうち、本件処分 1 から本件処分 10 まで及び本件処分 12 を行ったことは妥当であるが、本件処分 11 については、これを取り消し、砂防設備占用協議書に添付された位置図を本件開示請求の対象行政文書として特定し、改めて開示の可否を決定すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成 16 年 7 月 4 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、広島県内の各地域事務所（東広島地域事務所建設局竹原支局を除く。）が管轄している砂防指定地内の河川に架けられている全ての橋のうち、砂防設備占用許可申請書（以下「占用許可申請書」という。）が提出されていない橋（公共機関が占用する橋を含む。）について、次の内容（根拠法令等を含む。）を記録している文書等の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

なお、(8) について、占用許可申請書が提出されている橋についても本件請求の対象とするとした。

- (1) 橋を架ける必然性の判断（以下「項目①」という。）
- (2) 橋を設置した時期の判断（以下「項目②」という。）
- (3) その橋が橋梁等設置基準（昭和 49 年通達）を充足するか否かの判断（以下「項目③」という。）
- (4) 占用料を徴収するか否かの判断（以下「項目④」という。）
- (5) その橋の所有者についての判断（以下「項目⑤」という。）
- (6) 砂防設備を占用する橋が現存していることから、占用許可申請書の提出を督促するか否かについての判断（以下「項目⑥」という。）
- (7) 占用許可申請書が提出されていないことが砂防法（明治 30 年法律第 29 号）、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）、広島県砂防指定地管理条例（平成 14 年広島県条例第 47 号。以下「管理条例」という。）、その他の関連規則に違反するか否かの判断（以下「項目⑦」という。）
- (8) 橋の所在地を明示した地図等（以下「項目⑧」という。）

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、各地域事務所が保有する占用許可申請書が提出されている橋の項目⑧に係る行政文書（以下「本件請求文書 8」という。）について、占用

許可申請書及び砂防設備占用協議書に添付された位置図(以下「本件対象文書」という。)を特定の上、本件対象文書中に条例第10条第2号(個人情報)に該当する情報が含まれることを理由に、別表に掲げる9件の行政文書部分開示決定(本件処分1から本件処分9まで)及び同表に掲げる3件の行政文書開示決定(本件処分10から本件処分12まで)(以下本件処分1から本件処分12までを「本件処分」と総称する。)を行い、それぞれ平成16年8月27日付けで異議申立人に通知した。

なお、実施機関は、占用許可申請書が提出されていない橋の項目①から項目⑧までに係る行政文書について、広島地域事務所建設局管轄分及び東広島地域事務所建設局竹原支局管轄分を除き、不存在を理由とする行政文書不開示決定処分を行うとともに、広島地域事務所建設局が保有する占用許可申請書が提出されていない橋の項目⑧に係る行政文書について、行政文書部分開示決定を行い、それぞれ異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成16年10月31日付けで、行政不服審査法(昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による全部改正前のもの。)第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求の開示請求書にも記載したとおり、砂防指定地内の河川に架けられている橋については、川の底地部分(砂防設備)の上空を占用しているという実施機関の説明があったことから、占用許可申請書が提出されているはずである。

当然に存在すると考えられるにもかかわらず、一部の橋についてのみの部分開示決定通知等があったことから、真実の記録を速やかに開示するよう強く要求する。

なお、別添「質問書(その3)」のとおり、異常に少ない開示結果件数のことについて質問書を提出したが、実施機関に全く無視されたことから、真実を追及するためにも不服申立てを行う。

(2) 実施機関は、理由説明書の中で、「本件処分は、本件請求文書8について行ったものである。」、また、「砂防指定地指定後に砂防設備の占用許可を受けずに橋を設置している事例はないものと認識している。」と記載している。

砂防指定地内河川の橋を設置(改造等を含む。)した時期を意図的に把握せず、占用許可申請書が提出されていなければ不法占用には該当しないという弁明の内容は、県特有の裁量権の濫用の実態を明示するものであり、また、本件対象文書として部分

開示等された本件処分の「橋の位置を明らかにする地図等」の件数は、砂防指定地指定後に砂防設備の占用許可を受けずに橋を設置（改造を含む。）したと認められる事例を開示決定等の対象から除いた不適正なものであることから、不当な砂防行政の実態を一部隠匿して正当化しようと画策した本件処分の内容を取り消した上で、本件請求の対象とした文書の全てを速やかに適正に開示するよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件処分は、本件請求文書8について行ったものである。
- 2 広島県内の砂防指定地内の河川に管理条例第4条の規定に基づき砂防設備占用許可を受けて設置されている橋（管理条例施行前に広島県砂防指定地管理規則〔昭和46年広島県規則第3号。以下「管理規則」という。〕第4条により許可を受けたものを含む。）については、その申請書等の書類は、許可された年度別に当該砂防指定地を所管している地域事務所に保管されており、当該申請書等には本件請求文書8に該当する文書が添付されている。したがって、本件請求文書8に該当する文書として本件対象文書を特定したものである。
- 3 砂防法第1条によると、砂防設備とは、国土交通大臣が指定する土地において「治水上砂防のために施設するもの」とされており、同法第5条により都道府県知事は国土交通大臣が指定した土地の監視及び砂防設備を維持・管理する義務があるとされている。
したがって、国土交通大臣が砂防指定地に指定する前には、砂防設備自体が存在しないのであるから、占用許可が必要な物件も当然存在しない。
また、本県においては、砂防指定地内で砂防設備の占用をしようとするときは、管理条例第4条（同条例施行前は管理規則第4条）による占用許可を受けなければならない。
実施機関としては、砂防指定地内において砂防設備の占用許可を受けていない橋は、そもそも占用許可が不要な物件と考えており、また、砂防指定地指定後に砂防設備の占用許可を受けずに橋を設置している事例はないものと認識している。
したがって、こうした橋の位置を把握するというような調査は行っていないため、占用許可申請書を提出した橋以外に本件対象文書のような位置図は存在しない。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件請求は、東広島地域事務所建設局竹原支局管轄分を除く広島県内の各地域事務所が管轄している砂防指定地内の河川に架けられている全ての橋のうち、占用許可申請書が提出されていない橋に係る項目①から項目⑧までに係る行政文書及び本件請求文書8の開示を求めたものであり、実施機関は、このうち、本件請求文書8に該当する文

書として本件対象文書を特定し、本件処分を行ったものである。

実施機関は、本件対象文書の一部について、条例第 10 条第 2 号の不開示情報に該当するとして本件処分 1 から本件処分 9 までを行っているが、本件請求文書 8 に該当する文書として開示された「橋の位置を明らかにする地図等」の件数が不適正であるとの異議申立人の主張内容を踏まえれば、異議申立人は当該不開示情報の開示を求めておらず、本件対象文書の特定に誤りがあるとして本件異議申立てを行っているものと認められるため、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

砂防設備を占有しようとする者は、管理条例第 4 条（同条例施行前においては管理規則第 4 条）により実施機関の許可を受けなければならないこととされ、占有許可申請書には、広島県砂防指定地管理条例施行規則（平成 15 年規則第 6 号）第 2 条（同条例施行前においては管理規則第 6 条）により占有する砂防設備の所在する土地の位置図等を添付することとされている。

また、占有許可の特例として、国又は地方公共団体が砂防設備を占有しようとする場合は、同条例第 6 条（同条例施行前においては管理規則第 5 条）により実施機関と協議を行うことにより砂防設備を占有することができ、当該協議は占有許可の例により行うこととされている。

そして、当該砂防設備の占有許可又は協議（以下「占有許可等」という。）に係る事務処理に当たっては、実施機関では公物占使用許可システム（道路、河川、砂防等の公共土木施設の許認可等の事務処理を支援するシステム。以下単に「システム」という。）を用いており、占有許可等を行ったデータもシステムに保存されているということであった。

そこで、実施機関に提出させた占有許可等に係るシステム上のデータ（平成 29 年 5 月末時点。以下単に「データ」という。）を当審査会で見分したところ、本件処分で特定された位置図の件数及びデータ上の件数が必ずしも一致しないこと及びデータ上占有協議の該当があるものについて、本件処分において特定されていない決定があることが認められた。

このため、当審査会において、本件処分で特定された位置図の件数及びデータ上の件数が一致しない理由について実施機関に確認したところ、当該データは必ずしも本件請求があった時点における占有許可等の状況を反映するものではなく、また、本件処分については、実際に各地域事務所で保管していた文書を基に本件対象文書を特定したためと考えられるとのことであった。

当審査会は、システムに係る占有許可等の情報の取扱いについて判断する立場にはないが、少なくとも本件処分 1 から本件処分 10 まで及び本件処分 12 については、実際に各地域事務所で保有する文書を基に開示決定等が行われており、おおむねデータ件数を超える位置図が本件対象文書として特定されていると認められること、また、実施機関が本件請求文書 8 に該当する文書を他に保有しているとうかがわせる特段の事情も認

められないことから、実施機関が本件処分の対象となる行政文書として本件対象文書を特定したことに誤りがあるとまではいえない。

一方、本件処分において、占用協議分が特定されていない決定があることについては、「公共機関が占用する橋」も本件請求の対象として含まれることから、本件処分において占用協議分に係る位置図が特定されていない本件処分 11 において、実施機関は砂防設備占用協議書に添付された位置図を本件対象文書として特定すべきである。

したがって、実施機関が別表の中欄に掲げる地域事務所建設局（支局）を担当部署として行った同表左欄に掲げる本件異議申立てに係る決定のうち、本件処分 1 から本件処分 10 まで及び本件処分 12 を行ったことは妥当であるが、本件処分 11 については、これを取り消し、砂防設備占用協議書に添付された位置図を本件請求文書 8 に該当する文書として特定し、改めて開示の可否を決定すべきである。

3 その他

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表

本件異議申立てに係る決定	地域事務所建設局（支局）（担当部署）	読替え後の名称
平成 16 年 8 月 27 日付け 広建第 9004 号 行政文書部分開示決定	広島地域事務所建設局	本件処分 1
平成 16 年 8 月 27 日付け 広建廿第 94 号 行政文書部分開示決定	広島地域事務所建設局廿日市支局	本件処分 2
平成 16 年 8 月 27 日付け 呉地建第 317 号 行政文書部分開示決定	呉地域事務所建設局	本件処分 3
平成 16 年 8 月 27 日付け 呉地大支第 119 号 行政文書部分開示決定	呉地域事務所建設局大柿支局	本件処分 4
平成 16 年 8 月 27 日付け 芸建第 96 号 行政文書部分開示決定	芸北地域事務所建設局	本件処分 5
平成 16 年 8 月 27 日付け 芸建吉第 1005 号 行政文書部分開示決定	芸北地域事務所建設局吉田支局	本件処分 6
平成 16 年 8 月 27 日付け 東広建第 414 号 行政文書部分開示決定	東広島地域事務所建設局	本件処分 7
平成 16 年 8 月 27 日付け 三建管第 348 号 行政文書部分開示決定	尾三地域事務所建設局	本件処分 8
平成 16 年 8 月 27 日付け 福建第 751 号 行政文書部分開示決定	福山地域事務所建設局	本件処分 9
平成 16 年 8 月 27 日付け 備建管第 813 号 行政文書開示決定	備北地域事務所建設局	本件処分 10
平成 16 年 8 月 27 日付け 備建庄管第 1 号 行政文書開示決定	備北地域事務所建設局庄原支局	本件処分 11
平成 16 年 8 月 27 日付け 備建上第 161 号 行政文書開示決定	備北地域事務所建設局上下支局	本件処分 12

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
18. 11. 24	・ 諮問を受けた。
19. 2. 26	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
21. 1. 14	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
21. 1. 27	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
23. 1. 11	・ 異議申立人から意見書を収受した。
23. 3. 31	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
29. 12. 26 (平成29年度第9回)	・ 諮問の審議を行った。
30. 1. 26 (平成29年度第10回)	・ 諮問の審議を行った。
30. 2. 23 (平成29年度第11回)	・ 諮問の審議を行った。
30. 3. 22 (平成29年度第12回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

太 田 育 子	広島市立大学教授
長 井 紳一郎 （ 部 会 長 ）	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授